

見守り 新鮮情報

折り込み広告に約**1万円**のミシンが載っていたので、販売店に電話をして来訪してもらった。「もっと簡単で**良いミシンも持ってきた**ので見てほしい」と言われ、そのミシンで刺繍などをデモン

ストレーションしてくれたが、

価格が30万円だと聞き驚いて断った。しかし、値引きすると言われ、**3時間以上**も丁寧に説明してもらったこともあり、**断りきれず**頭金を**支払って**しまった。

(80歳代 女性)



安価なミシンを買うつもりが、 予想外な高額ミシンに

ひとこと助言



見守るくん

きっぱり
断ろう

- 広告に掲載されている安いミシンの問い合わせをしたら、来訪した業者から別の高額なミシンの契約させられることがあります。目的以外のものを勧められても、必要なければきっぱり断ることが大切です。
- 特に業者などが室内に入る場合は、断りにくい状況にもなりがちです。なるべく家族や周りの人につきそってもらい、一人で対応しないようにしましょう。
- 来訪を要請した場合でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。